

東京土建国民健康保険組合 規 約

昭和 45年 8月 1日	制 定
昭和 46年 2月 23日	一部 改正
昭和 47年 2月 23日	一部 改正
昭和 48年 2月 20日	一部 改正
昭和 49年 2月 25日	一部 改正
昭和 49年 7月 24日	一部 改正
昭和 50年 2月 19日	一部 改正
昭和 51年 2月 25日	一部 改正
昭和 51年 7月 22日	一部 改正
昭和 52年 2月 21日	一部 改正
昭和 53年 2月 22日	一部 改正
昭和 53年 7月 27日	一部 改正
昭和 54年 2月 21日	一部 改正
昭和 54年 7月 19日	一部 改正
昭和 55年 2月 21日	一部 改正
昭和 56年 2月 19日	一部 改正
昭和 57年 2月 22日	一部 改正
昭和 57年 7月 22日	一部 改正
昭和 58年 2月 24日	一部 改正
昭和 58年 7月 21日	一部 改正
昭和 59年 2月 23日	一部 改正
昭和 59年 7月 21日	一部 改正
昭和 60年 2月 23日	一部 改正
昭和 61年 2月 25日	一部 改正
昭和 61年 7月 19日	一部 改正
昭和 62年 2月 26日	一部 改正
昭和 63年 2月 26日	一部 改正
平成元年 2月 27日	一部 改正
平成 2年 2月 9日	一部 改正
平成 3年 2月 27日	一部 改正
平成 3年 7月 29日	一部 改正
平成 4年 2月 26日	一部 改正
平成 4年 7月 30日	一部 改正
平成 5年 2月 25日	一部 改正
平成 6年 2月 24日	一部 改正
平成 6年 9月 28日	一部 改正

平成 7 年 2 月 27 日 一部 改正
平成 7 年 6 月 28 日 一部 改正
平成 7 年 7 月 28 日 一部 改正
平成 8 年 3 月 7 日 一部 改正
平成 8 年 6 月 1 日 一部 改正
平成 9 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 9 年 6 月 1 日 一部 改正
平成 10 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 10 年 6 月 1 日 一部 改正
平成 11 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 12 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 13 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 14 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 14 年 10 月 1 日 一部 改正
平成 15 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 16 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 17 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 18 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 18 年 10 月 1 日 一部 改正
平成 19 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 20 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 20 年 5 月 7 日 一部 改正
平成 21 年 1 月 1 日 一部 改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 21 年 10 月 1 日 一部 改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 23 年 1 月 1 日 一部 改正
平成 23 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 26 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 27 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 29 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 29 年 6 月 27 日 一部 改正
平成 29 年 8 月 23 日 一部 改正
平成 30 年 1 月 8 日 一部 改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部 改正
平成 30 年 5 月 10 日 一部 改正
平成 30 年 11 月 29 日 一部 改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 1 月 6 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 15 日一部改正
令和 2 年 5 月 25 日一部改正
令和 2 年 9 月 1 日一部改正
令和 3 年 3 月 24 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 10 月 25 日一部改正
令和 4 年 1 月 6 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 6 月 28 日一部改正
令和 4 年 9 月 28 日一部改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、東京土建国民健康保険組合と称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、主たる事務所を東京都新宿区北新宿一丁目8番16号に置く。

(地区)

第4条 組合は、次の各号に定める区域をその地区とする。

(1) 東京都の区域内の市町村及び特別区。

(2) 茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・栃木県（宇都宮市・栃木市・佐野市・小山市及び下野市）・群馬県（高崎市・伊勢崎市及びみどり市）及び静岡県（浜松市・熱海市・伊東市・伊豆の国市及び田方郡函南町）の区域。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、機関紙又は組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは読売新聞に掲載して行う。

(文書等の送達)

第5条の2 組合員に対する通知、催告又は文書の送達は日本語を用いて行い、被保険者台帳に記載された住所にあててする。ただし、文書等の到達によって効力を生ずる場合に到達しなかったときは、公告の方法によって行う。

2 公告をした日の翌日から起算して14日を経過したときは、到達したものとみなす。

第2章 組合員

(組合員の範囲)

第6条 組合員は、建設産業に従事し、東京土建国民健康保険組合の母体をなす東京土建一般労働組合の組合員で次の各号に定める者とする。

(1) 第4条第1号の地区内に住所を有する者。

(2) 第4条第2号の地区内に住所を有し、同条第1号の地区内に所在する事業所において建設産業に従事する者。

2 組合員が、建設産業に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。

(組合員の種類)

第6条の2 組合員は、次の10種とする。

- (1) 法人A種組合員
- (2) 法人B種組合員
- (3) 法人C種組合員
- (4) 第1種組合員
- (5) 第2種組合員
- (6) 第3種組合員
- (7) 第4種組合員
- (8) 第5種組合員
- (9) 第6種組合員
- (10) 第7種組合員

2 第1項の組合員の定義は次のとおりとする。

- (1) 法人A種組合員 … 法人事業所の代表者。
- (2) 法人B種組合員 … 法人事業所の代表者のうち所得200万円超250万以下の者。
- (3) 法人C種組合員 … 法人事業所の代表者のうち所得200万円以下の者。
- (4) 第1種組合員 … 個人事業所の事業主。
- (5) 第2種組合員 … 常態として従業員を使用しないで事業を行ういわゆる一人親方、法人事業所の代表者以外の法人の役員及び第1種組合員のうち所得200万円以下の者。
- (6) 第3種組合員 … 常時又は日々事業所等に雇用されている者。
- (7) 第4種組合員 … 第3種組合員に該当する者で30歳以上35歳未満の者。
- (8) 第5種組合員 … 第3種組合員に該当する者で25歳以上30歳未満の者。
- (9) 第6種組合員 … 第3種組合員に該当する者で20歳以上25歳未満の者。
- (10) 第7種組合員 … 第3種組合員に該当する者で20歳未満の者。

3 前2項に定めるほか、組合員の種類に関して必要な事項は、別に定める。

(組合員の世帯に属する被保険者の種類)

第6条の3 組合員の世帯に属する被保険者の種類は、次の7種とする。

- (1) 成人男性
- (2) 一般
- (3) 高校生相当
- (4) 中学生相当
- (5) 小学生相当
- (6) 幼児
- (7) 乳児

2 第1項の組合員の世帯に属する被保険者の定義は次のとおりとする。

- (1) 成人男性 … 23歳以上60歳未満の男性。ただし、学生、障害者及び傷病による加療のため労務不能の者は除く。
- (2) 一般 … 18歳以上の者で成人男性以外の者。
- (3) 高校生相当 … 15歳以上18歳未満の者。
- (4) 中学生相当 … 12歳以上15歳未満の者。
- (5) 小学生相当 … 7歳以上12歳未満の者。
- (6) 幼児 … 3歳以上7歳未満の者。
- (7) 乳児 … 3歳未満の者。

3 第2項に定めるほか、組合員の世帯に属する被保険者の種類に関して必要な事項は、別に定める。

(加入の申込)

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2 前項の加入の申し込みをした者は、理事が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第1項の申し込みをした日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱退)

第8条 組合員は、組合を脱退するには、1カ月以上の予告期間を設けあらかじめ組合に通知しなければならない。

(除名)

第9条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。

- (1) 正当な理由がないのに保険料の納付期日後4カ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
- (2) 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申し込みにあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。
- (3) 法第113条の規定により、組合員の資格確認に必要な書類の提出を命ぜられたにもかかわらず、これに従わないとき。

第3章 保険給付

(一部負担金等)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならぬ。

- | | |
|---|-------|
| (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 | 10分の3 |
| (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 | 10分の2 |
| (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） | 10分の2 |
| (4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 | 10分の3 |

(結核・精神医療給付金)

第10条の2 削除

(出産育児一時金)

第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、

出産育児一時金として420,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第12条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として70,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(疾病入院給付金)

第13条 組合は、組合員となった日から6カ月を経過した被保険者である組合員が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、若しくは特別療養費に係る療養を受けている場合（いずれの場合も入院療養に限る）において、5日以上入院した場合、その入院の日から、その者に対し、疾病入院給付金として1日につき次の区分による額を支給する。

- (1) 法人A種組合員 5,400円
- (2) 法人B種組合員 5,200円
- (3) 法人C種組合員 4,800円
- (4) 第1種組合員 5,000円
- (5) 第2種組合員 4,700円
- (6) 第3種組合員 4,400円
- (7) 第4種組合員 4,400円
- (8) 第5種組合員 4,100円
- (9) 第6種組合員 3,700円
- (10) 第7種組合員 3,400円

- 2 前項の疾病入院給付金の支給は、その支給を始めた日から起算して5年間で180日をもって限度とする。
- 3 前2項に定めるほか、疾病入院給付金に関して必要な事項は、別に定める。

(新型コロナウイルス感染症手当金)

第13条の2 組合は、次の各号に定める者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、新型コロナウイルス感染症手当金（以下「感染症手当金」という。）を支給する。

（1）給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者

（2）組合員（前号に掲げる場合を除く）

2 感染症手当金の額は、1日につき、次の各号に定める金額とする。

（1）前項第1号に該当する者に支給する金額

感染症手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3カ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）（健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額）

（2）前項第2号に該当する者に支給する金額

次の区分による金額

イ 第1種組合員 5,000円

ロ 第2種組合員 4,700円

ハ 第3種組合員 4,400円

ニ 第4種組合員 4,400円

ホ 第5種組合員 4,100円

ヘ 第6種組合員 3,700円

ト 第7種組合員 3, 400円

3 感染症手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとする。

4 前3項に定めるほか、感染症手当金に関して必要な事項は、別に定める。

(出産手当金)

第14条 組合は、組合員となった日から1年を経過した被保険者である組合員が出産したときは、出産の日以前42日（多胎の場合は98日）以内、出産の日後56日以内において業務に服さなかった期間、出産手当金として1日につき次の区分による額を支給する。

- (1) 法人A種組合員 5, 400円
- (2) 法人B種組合員 5, 200円
- (3) 法人C種組合員 4, 800円
- (4) 第1種組合員 5, 000円
- (5) 第2種組合員 4, 700円
- (6) 第3種組合員 4, 400円
- (7) 第4種組合員 4, 400円
- (8) 第5種組合員 4, 100円
- (9) 第6種組合員 3, 700円
- (10) 第7種組合員 3, 400円

2 前項に定めるほか、出産手当金に関して必要な事項は、別に定める。

(一部負担払戻金)

第14条の2 組合は、被保険者が療養のため一部負担金を支払ったときは、一部負担払戻金を支給することができる。

2 前項に定めるほか、一部負担払戻金に関して必要な事項は、別に定める。

(出産手当金と疾病入院給付金との調整)

第15条 出産手当金を支給する場合において、その期間、疾病入院給付金は支給しない。

(疾病入院給付金、感染症手当金又は出産手当金と賃金との調整)

第16条 疾病入院給付金、感染症手当金又は出産手当金の支給は、賃金を受けることができるとときはその額の限度において行わない。

第4章 保健事業

(保健事業)

第17条 組合は、高齢者医療確保法第20条に規定する特定健康診査及び同法第24条に規定する特定保健指導を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
 - (2) 健康相談
 - (3) 健康診査
 - (4) 生活習慣病その他の疾病の予防
 - (5) 健康づくり運動
 - (6) 栄養改善
 - (7) 母子保健
 - (8) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業
- 2 組合は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のため必要な事業を行う。
- 3 組合は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのため必要な事業を行う。
- 第18条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。
- 第19条 被保険者でない者に第17条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第20条 組合員は保険料として、第1号と第2号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

(1) 組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）

① 第6条第1号に係る組合員

- 一 法人A種組合員 25, 750円
- 二 法人B種組合員 24, 150円

三	法人C種組合員	21, 050円
四	第1種組合員	21, 850円
五	第2種組合員	17, 750円
六	第3種組合員	14, 450円
七	第4種組合員	14, 450円
八	第5種組合員	10, 650円
九	第6種組合員	8, 350円
十	第7種組合員	6, 450円

② 第6条第2号に係る組合員

一	法人A種組合員	28, 250円
二	法人B種組合員	26, 650円
三	法人C種組合員	23, 550円
四	第1種組合員	24, 350円
五	第2種組合員	20, 250円
六	第3種組合員	16, 950円
七	第4種組合員	16, 950円
八	第5種組合員	13, 150円
九	第6種組合員	9, 550円
十	第7種組合員	7, 650円

口 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金賦課額（以下「後期高齢者支援金賦課額」という。）

一	法人A種組合員	8, 700円
二	法人B種組合員	8, 200円
三	法人C種組合員	7, 100円
四	第1種組合員	7, 400円
五	第2種組合員	6, 000円
六	第3種組合員	4, 900円
七	第4種組合員	4, 900円
八	第5種組合員	3, 600円
九	第6種組合員	2, 800円
十	第7種組合員	2, 200円

ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。)

3, 600円

(2) 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイに掲げる額とする。ただし、当該被保険者が後期高齢者支援金賦課被保険者である場合又は、介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。また、組合員の世帯に属する被保険者が5人以上の世帯については5人目以降に係る保険料は徴収しない。

イ 基礎賦課額

一 成人男性	8, 700円
二 一般	4, 200円
三 高校生相当	3, 800円
四 中学生相当	3, 800円
五 小学生相当	3, 000円
六 幼児	1, 800円
七 乳児	1, 800円

ロ 後期高齢者支援金賦課額

成人男性 3, 000円

ハ 介護納付金賦課額

3, 600円

(3) 未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）がいる世帯に未就学児一人当たり12, 000円として交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。

(賦課期日)

第21条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(納期)

第22条 保険料は、納額告知書に記載された納付額の月割をもって算定された金額を毎月末日までに納付しなければならない。

(保険料の変更)

第23条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属す

る被保険者数が増加した場合若しくは組合員の世帯に属する被保険者が後期高齢者支援金賦課被保険者又は介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員の世帯に属する被保険者が後期高齢者支援金賦課被保険者又は介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもって算定した第20条の額とする。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員の世帯に属する被保険者が後期高齢者支援金賦課被保険者又は介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員の世帯に属する被保険者が後期高齢者支援金賦課被保険者又は介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって算定した第20条の額とする。
- 3 保険料の賦課期日後に組合員の種類及び組合員の世帯に属する被保険者の種類に変更を生じた組合員については、第21条の規定にかかわらず第20条の区分による額に変更し賦課を行う。

(納額告知)

第24条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第25条 保険料の督促手数料は、督促状一通について63円とする。

(延滞金)

第26条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- (1) 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
 - (2) 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
 - (3) その他特別の事由があると理事長が認めた場合。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(保険料の納付期限の延長)

第27条 理事長は、保険料の納付義務者が次のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部、または一部を一時に納付をすることができないと認めた場合においては、その申請によってその納付をすることができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第28条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる者
うち必要があると認められるもの
- (2) 組合員となった日から1年を経過した被保険者である組合員が出産した場合であって、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎の場合は98日）から出産の日後56日までの間において、出産に係る休業を取得した女性組合員
- (3) 組合員となった日から1年を経過した被保険者である組合員であって、1歳（女性組合員で特別な事情がある場合は1歳6カ月又は2歳）に満たない子を養育するために育児に係る休業を取得した組合員（第6条の2に規定する第1号から第5号までに該当する者を除く。）

(その他の事項)

第28条の2 第20条から第28条に定めるほか、保険料に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 組合会

(組合会議員の定数)

第29条 組合会議員の定数は36人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第30条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)

第31条 組合会議員の任期は、6月1日から起算して1年とする。

ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第32条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 特別積立金および給付費等支払準備金の繰替使用

(2) 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

(3) その他理事会が必要と認めた事項

(組合会の種類)

第33条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第34条 通常組合会は、毎年2月中において理事会の議決により招集しなければならない。

第35条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第36条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第37条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第27条第1項に掲げる事項については、その限りでない。

(組合会議長、副議長)

第38条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第39条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、

議長が署名しなければならない。

第7章 役員及び職員

(役員の定数)

第40条 理事の定数は12名とする。

2 監事の定数は 2名とする。

(理事長)

第41条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第42条 理事のうち1名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専務理事及び常務理事)

第43条 理事のうち1名を専務理事、2名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 専務理事は、常時組合を掌理し、理事長及び副理事長共どもに事故がある時はその職務を代行する。

3 常務理事は、常時組合を掌理し、専務理事に事故がある時はその職務を代行する。

(法令遵守（コンプライアンス）担当理事)

第43条の2 理事のうち1名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

(役員の任期)

第44条 理事及び監事の任期は1年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員の選挙)

第45条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、3月以内に補充しなければならない。

(理事の職務)

第46条 理事は法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行し

なければならない。

- 2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。
- 3 理事は、組合会の決議により、禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第47条 監事は、組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(監事の職務)

第48条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の情況を監査することができる。

(顧問)

第48条の2 この組合に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は組合会の推せんに基づき、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は組合の運営に対して理事の求めに応じ意見を述べることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第49条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は別にこれを定める。

(役員の解任)

第50条 組合員は総組合員の5分の1以上の連署をもって解任の理由を記載した書面を理事長に提出して役員の解任を請求することができる。

- 2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から一週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(職員)

第51条 この組合に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
 - (2) 職員 若干名
- 2 事務局長は理事会の同意を得て、理事長が任免する。
 - 3 事務局長は職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。
 - 4 職員は、理事長が任免する。
 - 5 職員は、事務局長の事務を補佐する。
 - 6 職員の給与は、理事長が定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

- 第52条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 2 理事会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(理事会の決定事項)

- 第53条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。
- (1) 組合会の招集及び組合会に提出する議案。
 - (2) 組合業務運営の具体的方針の決定。
 - (3) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項。
 - (4) その他理事長が必要と認めた事項。

(理事会の議事)

- 第54条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。
 - 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により、議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第55条 理事会の議事について、議事録を作成し議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第56条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第57条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 保険料並びに使用料及び手数料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金その他の収入

(特別会計)

第58条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(積立金)

第58条の2 この組合は、法施行令第20条第2項の規定に基づき、次の積立をすることができる。

- (1) 退職積立金
- (2) 事務所修繕積立金
- (3) 電算事務処理改善積立金
- (4) 事業運営安定積立金

2 積立金に関し必要な事項は別にこれを定める。

(財産の管理)

第59条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (2) 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (3) 現金は、金融機関に預け入れること。
- (4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(残余財産の帰属)

第59条の2 この組合が解散した場合の財産は、債務の清算を経たのち、母体である東京土建一

般労働組合に帰属する。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第60条 理事は通常組合会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならぬ。

2 理事は監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員はいつでも、理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第61条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 支部

(支部)

第62条 組合に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会において、別にこれを定める。

第11章 雜則

(規則及び規程)

第63条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関する必要な事項は、理事会の議決により、規則、又は規程をもって別にこれを定める。

第12章 罰則

第64条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過怠金を課す。

第65条 組合は、組合員又は組合員であったものが正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10

0, 000円以下の過怠金を課する。

第66条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第67条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第68条 第64条から第66条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、東京都知事の認可をうけた日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2. 第26条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則

規約第20条は昭和50年6月1日から施行し、規約第11条は昭和50年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、昭和51年7月22日から適用する。 (昭和51年8月10日認可)

附 則

この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規程は昭和57年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、改正後の第10条の4、第13条第1項は昭和58年2月1日から適用し、改正後の保険料の賦課額は、昭和58年6月1日から適用する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、同日から適用する。 (昭和58年8月1日認可)

附 則

この規約は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、昭和59年9月1日から施行する。
2. 改正後の第23条第2項は、この規約の施行の日以降組合員又は組合員の世帯に属する被保険者でなくなったことに係る保険料の額の変更から適用する。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、改正後の保険料の賦課額は、昭和60年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1. この規約は認可の日から施行する。ただし、第12条の規定は昭和61年4月1日から施行し、第20条の規定は昭和61年6月1日から施行する。(昭和61年3月10日認可)
2. この規約の改正後の第11条の規定は昭和61年3月1日以後の出産に係る助産費の額から適用する。

(保険給付に関する経過措置)

1. この規約の適用日前の出産に係る助産費の額については、尚、従前の例による。
2. この規約の施行日前の死亡に係る葬祭費の額については、尚、従前の例による。

(保険料に関する経過措置)

1. この規約の施行日前に係る保険料の額については、尚、従前の例による。

附 則

1. この規約は、昭和62年4月1日から施行する。
2. この規約による改正後の東京土建国民健康保険組合規約(以下「新規約」という。)第11条第1項の規定は、この規約の施行日(以下「施行日」という。)以後の出産に基づく助産費の支給について適用し、施行日前の出産に基づく助産費の支給については、なお従前の例による。
3. 新規約第20条第1項に定める保険料の賦課額は昭和62年6月1日から適用し、それ以前の保険料の賦課額についてはなお従前の例による。
4. 新規約第20条第1項の規定にかかわらず、第6条第2号に係る組合員の昭和62年5月以前の保険料の月割額は、下記の通りとする。

- | | |
|-----------|----------|
| 一. 第1種組合員 | 10, 600円 |
| 一. 第2種組合員 | 9, 700円 |
| 一. 第3種組合員 | 8, 900円 |
| 一. 第4種組合員 | 6, 100円 |

5. 新規約第64条の規定は、施行日以後の行為から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、昭和63年4月1日から施行する。
2. この規約による改正後の東京土建国民健康保険組合規約（以下「新規約」という。）第14条の規定は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）以後加入の組合員の出産に基づく出産手当金の支給について適用し、施行日前に加入了組合員の出産に基づく出産手当金の支給については、なお従前の例による。
3. 新規約第20条第1項に定める保険料の賦課額は昭和63年6月1日から適用し、それ以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、認可の日から施行する。ただし、第6条の2における第4種組合員の規定は平成元年6月1日から、同じく特1種組合員の規定は平成元年9月1日から適用し、それ以前の組合員種類はなお従前の例による。また、第20条第1項に定める保険料の賦課額ならびに同条第2項の第4種組合員の保険料賦課額変更年齢については平成元年6月1日から適用し、それ以前の保険料の賦課額ならびに保険料賦課額変更年齢については、なお従前の例による。

2. (経過措置)

この規約の施行日前に25歳未満の第3種組合員は、施行後も第6条の2第2項に定める第4種組合員の規定にかかるわらずなお第3種組合員にとどまることができる。

附 則

この規約は、平成2年2月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規約は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成4年6月1日から施行する。

(保険給付に関する経過措置)

1. この規約の施行日前に出産した被保険者、又は被保険者であった者に係る助産費の額につい

ては、なお従前の例による。

2. この規約の施行日前の死亡に係る葬祭費の額については、なお従前の例による。
3. この規約の施行日前に被保険者、又は被保険者であった組合員が休業した場合における傷病手当金の日額および支給期間については、なお従前の例による。
4. 被保険者である組合員が療養の給付を受け、その療養のため事業又は業務に服することができない期間が、この規約の施行日にまたがったときは、施行日前の日額は従前の例により、施行日後の日額は改正後の日額によるものとし、支給期間については、支給を始めた日から 180 日をもって限度とする。
5. この規約の施行日前に被保険者、又は被保険者であった組合員が出産した場合における出産手当金の日額については、なお従前の例による。
6. 被保険者である組合員が出産のため業務に服することができなかつた期間が、この規約の施行日にまたがるときは、施行日前の日額は従前の例により、施行日後の日額は改正後の日額による。

(保険料に関する経過措置)

この規約の施行日前に係る保険料の額については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 13 条・第 14 条・第 15 条・第 16 条の規定は平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

(保険給付に関する経過措置)

1. 被保険者、又は被保険者であった組合員が、この規約の施行日（平成 6 年 6 月 1 日）前に傷病手当金支給事由の発生した場合における給付金の日額および支給期間については、なお従前の例による。
2. 被保険者、又は被保険者であった組合員が、この規約の施行日（平成 6 年 6 月 1 日）前に出産した場合における出産手当金の日額および支給期間については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

2. 被保険者または被保険者であった者のこの規約の施行日前の出産にかかる助産費及び育児手

当金の額については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成7年4月1日から施行する。

2. (出産育児一時金)

被保険者または被保険者であった者のこの規約の施行日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3. (疾病入院給付金)

(1) 私傷を原因とする疾病入院給付金の申請は、平成7年4月1日以後の入院から適用するものとする。

(2) この規約の施行日現在において、私傷により入院している者に係る疾病入院給付金の申請については、第13条の規定にかかわらずこの規約の施行日を入院の日とみなして適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成7年7月1日から施行する。

(経過規定)

2. この規約の施行日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成9年6月1日に改正し、認可の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1. この規約は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、第7条、第7条の2、第10条及び第11条第2項の規定は、認可の日から施行し、第7条、第7条の2及び第10条第2項については平成9年9月1日から適用し、第11条第2項については平成9年4月1日から適用する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約第11条の規定は、出産の日が平成10年4月1日（以下「施行日」という。）以降である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

3. この規約による改正後の規約第12条の規定は、死亡の日が施行日以降である被保険者及び被保険者であった者について適用し、死亡の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の死亡に係る給付については、なお従前の例による。

4. この規約による改正後の規約第20条の規定は、平成10年度分の保険料から適用し、平成9年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約による第43条の規定は、平成10年6月1日に改正し、認可の日から施行する。

2. この規約による第51条の規定は、認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

1. この規約による改正後の第20条の規定は、施行日以降の保険料の納付義務の発生から適用し、施行日前の保険料の納付義務については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第43条の規定は平成12年6月2日から施行する。

(経過措置)

2. (1) 平成12年3月31日に老人保健法に規定する老人保健施設又は医療法に規定する医療施設に入所又は入院し、同日以後引き続き同一施設に入所又は入院する組合員で

あって、介護保険法第7条第3号に規定する要介護者に該当した組合員については、規約第13条の規定に拘わらず、なお従前の例による。

- (2) 前号の規定により平成12年4月1日以後疾病入院給付金の支給の対象となる日数は、規約第13条第2項に規定する180日から同日前に支給された日数を差し引いた残余日数をもって限度とする。
- (3) 第1号の適用は前号の支給日数の合計が180日に至った日をもって終了する。ただし、支給日数の合計が180日に満たない場合であっても、第1号に規定する施設を退所又は退院したときはその日をもって終了する。
- (4) 第1号の規定は平成12年3月31日以前において、改正前規約第13条に規定する疾病入院給付金の支給を受ける要件を満たしている組合員について適用する。

3. この規約による改正後の東京土建国民健康保険組合規約（以下「新規約」という。）第20条及び第23条の規定は、平成12年度以後の保険料について適用し、平成11年度以前の保険料については、なお従前の例による。
4. 新規約第64条の規定は、この規約の施行日前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5. 新規約第65条の規定は、この規約の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1. この規約は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第6条の2及び第6条の3の規定は、施行日以降の組合員の種類及び組合員の世帯に属する被保険者の種類について適用し、施行日前の組合員の種類及び組合員の世帯に属する被保険者の種類については、なお従前の例による。
3. 新規約第10条及び第14条の2の規定は、施行日以降の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、施行日前の一部負担金の額については、なお従前の例による。
4. 新規約第13条の規定は、施行日以降の疾病入院給付金の支給区分及び支給日額から適用し、施行日前の疾病入院給付金の支給区分及び支給日額については、なお、従前の例による。
5. (1) 新規約第14条の規定は、施行日以降の出産に係る出産手当金の支給日数から適用し、

施行日前の出産に係る出産手当金の支給日数については、なお、従前の例による。

- (2) 新規約第14条の規定は、施行日以降の出産手当金の支給区分及び支給日額から適用し、施行日前の出産手当金の支給区分及び支給日額については、なお、従前の例による。

6. 新規約第15条の規定は、施行日以降の出産手当金と疾病入院給付金との調整から適用し、施行日前の出産手当金と疾病入院給付金との調整については、なお、従前の例による。

7. 新規約第20条及び第23条第3項の規定は、平成13年度以降の保険料の賦課額及び保険料の変更から適用し、平成12年度以前の保険料賦課額及び保険料の変更については、なお従前の例による。

(特例措置)

8. 規約第44条第1項の役員の任期は、施行日後最初に開かれる組合会で選任される者については10ヶ月とする。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第6条の2第2項及び第6条の3第2項の規定は、施行日以降の組合員の種類及び組合員の世帯に属する被保険者の種類について適用し、施行日前の組合員の種類及び組合員の世帯に属する被保険者の種類については、なお従前の例による。

3. 新規約第12条の規定は、施行日以降の死亡に係る葬祭費の支給額から適用し、施行日前の死亡に係る葬祭費の支給額については、なお従前の例による。

4. 新規約第20条第2項の規定は、平成14年度以降の保険料の賦課額から適用し、平成13年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第6条の3第2項の規定は、施行

日以降の組合員の世帯に属する被保険者の種類について適用し、施行日前の組合員の世帯に属する被保険者の種類については、なお従前の例による。

3. 新規約第10条の規定は、施行日以降の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、施行日前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

4. 新規約第20条第2項の規定は、平成15年度以降の保険料の賦課額から適用し、平成14年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第6条の2第2項及び第6条の3第2項の規定は、施行日以降の組合員の種類及び組合員の世帯に属する被保険者の種類について適用し、施行日前の組合員の種類及び組合員の世帯に属する被保険者の種類については、なお従前の例による。

3. 新規約第10条の規定は、施行日以降の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、施行日前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

4. 新規約第20条の規定は、平成16年度以降の保険料の賦課額から適用し、平成15年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約第20条第2項の規定は、平成17年度以降の保険料の賦課額から適用し、平成16年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第10条の2の規定は、施行日以降の結核・精神医療給付金の支給額から適用し、施行日前の結核・精神医療給付金の支給額については、なお従前の例による。

3. 新規約第20条の規定は、平成18年度以降の保険料の賦課額から適用し、平成17年以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第10条第1項第1号及び第4号の規定は、施行日以降の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、施行日前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

3. 新規約による第10条の2第2項の規定は、施行日以降の結核・精神医療給付金の支給額から適用し、施行日前の結核・精神医療給付金の支給額については、なお従前の例による。

4. 新規約による第13条第1項の規定は、施行日以降の疾病入院給付金から適用し、施行日前の疾病入院給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第10条の2第1項及び第2項の規定は、施行日以降の結核・精神医療給付金の支給から適用し、施行日前の結核・精神医療給付金の支給については、なお従前の例による。

3. 新規約による第12条の規定は、施行日以降の死亡に係る葬祭費から適用し、施行日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。

4. 新規約による第13条第1項の規定は、施行日以降の疾病入院給付金から適用し、施行日前の疾病入院給付金については、なお従前の例による。

5. 新規約による第14条第1項の規定は、施行日以降の出産手当金の支給日額から適用し、施行日前の出産手当金の支給日額については、なお従前の例による。

6. 新規約による第20条の規定は、平成19年度以降の保険料の賦課額から適用し、平成18年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. 第10条第1項第3号に定める一部負担金については、認可の日から施行し、平成20年4

月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約第 10 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、平成 20 年 3 月 31 日以前の一部負担金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 40 条の規定は、平成 20 年 4 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、施行日以後の療養の給付を受ける際の一部負担金から適用し、施行日前の一部負担金については、なお従前の例による。
3. 新規約による第 20 条の規定は、平成 20 年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成 19 年度以前の保険料の賦課については、なお従前の例による。
4. 高齢者医療確保法附則第 2 条に規定する政令で定める日までの間、第 20 条及び第 23 条中後期高齢者支援金とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）と、「後期高齢者支援金の納付」とあるのは「後期高齢者支援金等の納付」と、「後期高齢者支援金賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」とする。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成 21 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約第 11 条第 1 項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給から適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約第20条の規定は、平成21年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成20年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約による附則第2項の規定については、平成21年10月1日から施行し、第26条及び附則第3項の規定については平成22年1月1日から施行する。

(延滞金の経過措置)

2. この規約による改正後の規約第26条及び附則第3項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約第20条の規定は、平成22年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成21年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第11条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給から適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

3. 新規約による第20条の規定は、平成23年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成22年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この規約は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第10条の2の規定の施行日前に受けた医療に関する結核・精神医療給付金の支給については、なお従前の例による。
- 新規約による第20条の規定は、平成24年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成23年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第40条の規定は、平成25年4月2日から施行する。

(経過措置)

- この規約による改正後の規約第20条の規定は、平成25年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成24年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この規約は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第14条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産手当金の支給から適用し、施行日前の出産に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。
- 新規約による第20条の規定は、平成26年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成25年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この規約は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第29条の規定は平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- この規約による改正後の規約第20条の規定は、平成27年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成26年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、第29条の規定については、平成28年6月1日から施行する。ただし、第7条については、平成28年1月1日から適用する。

(経過措置)

2. 平成27年12月31日以前にこの規約による改正前の規約第7条第1項の規定によりされている加入の申込は、この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第7条第1項の規定によりされた加入の申込とみなす。

3. 新規約による第12条第1項の規定は、施行日以後の死亡に係る葬祭費の支給から適用し、施行日前の死亡に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

4. 新規約による第13条第1項の規定は、施行日以後の入院に係る疾病入院給付金の支給から適用し、施行日前の入院に係る疾病入院給付金の支給については、なお従前の例による。

5. 新規約による第20条の規定は、平成28年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成27年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成29年4月1日から施行し、第25条の規定は平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規約による改正後の規約第20条の規定は、平成29年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成28年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、平成29年5月31日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、平成29年8月8日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、平成29年12月13日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

1. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第13条第1項の規定は、施行日以後の疾病入院給付金の支給日額から適用し、施行日前の疾病入院給付金の支給日額については、なお従前の例による。

2. （1）新規約による第14条第1項の規定による支給期間は、施行日以後の出産に係る出産手当金の支給から適用し、施行日前の出産に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（2）新規約による第14条第1項の規定による支給日額は、施行日以後の出産手当金の支給日額から適用し、施行日前の出産手当金の支給日額については、なお従前の例による。

3. 新規約による第20条の規定は、平成30年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成29年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、平成30年4月22日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、第40条の規定は平成31年4月2日から施行する。

(経過措置)

1. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第13条第1項の規定は、施行日以後の疾病入院給付金から適用し、施行日前の疾病入院給付金については、なお従前の例による。

2. 新規約による第14条第1項の規定は、施行日以後の出産手当金から適用し、施行日前の出産手当金については、なお従前の例による。

3. 新規約による第20条の規定は、平成31年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成30年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この規約は、認可の日から施行し、令和元年12月15日から適用する。

附 則

(施行期日)

- この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規約による改正後の規約第20条の規定は、令和2年度以後の保険料の賦課額から適用し、平成31年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この規約は、認可の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- この規約は、認可の日から施行し、令和2年3月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

- この規約は、認可の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第20条の規定は、令和3年度以後の保険料の賦課額から適用し、令和2年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。

- 新規約による第28条第3号の規定は、令和3年度以後の保険料の減免から適用し、令和2年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- この規約は、認可の日から施行し、改正後の第13条の2の規定は、新型コロナウイルス感染症手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場

合に適用することとする。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、令和3年10月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、令和3年12月7日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

1. この規約による改正後の規約（以下「新規約」という。）第20条の規定は、令和4年度以後の保険料の賦課額から適用し、令和3年度以前の保険料の賦課額については、なお従前の例による。
2. 新規約による第28条第3号の規定は、令和4年度以後の保険料の減免から適用し、令和3年度以前の保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、令和4年3月11日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、令和4年6月6日から適用する。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、認可の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。